（自衛隊法施行令の一部改正）

第十条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十二　日本年金機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条・第三十一条」に、「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

第十一条の三の九に次の一項を加える。

3　法第六十六条第十項の規定により厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の十第二項	機構	日本年金機構（次項において「日本年金機構」という。）
	前項各号に掲げる事務の全部又は一部	国家公務員共済組合法第六十六条第九項に規定する資料の提供に係る事務（以下「資料の提供に係る事務」という。）
	同項各号に掲げる	当該資料の提供に係る
	の全部又は一部を自ら	を自ら
第百条の十第三項	前二項	国家公務員共済組合法第六十六条第九項及び同条第十項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	資料の提供に係る

第三十二条を削り、第三十一条を第三十二条とし、第六章中第三十条を第三十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

（組合員期間以外の期間の確認の権限に係る事務を日本年金機構に行わせる場合の厚生年金保険法の規定の技術的読替え）

第三十条　法第百十三条第三項の規定により厚生年金保険法第百条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百条の四第三項	前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構（以下「機構」という。）
	第一項各号に掲げる権限	国家公務員共済組合法第百十三条第一項の規定による厚生労働大臣の確認の権限（以下「確認の権限」という。）
	の全部若しくは一部を行う	を行う
	若しくは不適当	又は不適当
	同項各号に掲げる	当該確認の
	の全部又は一部を自ら	を自ら
第百条の四第四項	、前項	、国家公務員共済組合法第百十三条第三項において準用する前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は前項	又は同条第三項において準用する前項
	の全部若しくは一部を行わないとき（次項に規定する場合を除く。）	を行わないとき
第百条の四第六項	、第三項	、国家公務員共済組合法第百十三条第三項において準用する第三項
	第一項各号に掲げる	確認の
	の全部若しくは一部を自ら	を自ら
	又は第三項	又は同条第三項において準用する第三項
	の全部若しくは一部を行わない	を行わない
	同項各号に掲げる	当該確認の
第百条の四第七項	前各項	国家公務員共済組合法第百十三条第二項並びに同条第三項において準用する第三項、第四項及び前項
	第一項各号に掲げる	確認の
	同項各号に掲げる	当該確認の

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百十一　日本年金機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

六十九　日本年金機構

第四十五条の二第二項の表法第八条第一項の項中「第三条第二項第二号ロ又は第三号」を「第三条第二項第三号」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第十二条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する国民年金法の規定の読替え）

第一条の三　法第九条第十三項の規定による国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

国民年金法の規定中読み替えられる字句	読み替える字句
第百九条の四第三項	日本年金機構（以下「機構」という。）
前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構	日本年金機構